

公益財団法人 笹川スポーツ財団 旅費規程

平成 23 年 4 月 6 日
規 程 第 7 号

改正 平成 24 年 5 月 22 日 規程第 21 号

改正 平成 25 年 6 月 12 日 規程第 39 号

改正 平成 27 年 5 月 25 日 規程第 46 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 66 号

第 1 章 総 則

(目的及び定義)

第 1 条 公益財団法人 笹川スポーツ財団職員就業規則（平成 23 年 4 月 6 日 規程第 3 号）第 21 条の規定に基づき、公益財団法人 笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）の役員又は職員が、用務のため旅行する場合に支給する旅費については、この規程の定めるところによる。

2 この規程において、出張とは、役員又は職員が命令を受けて、用務のため一時その在勤地を離れて旅行することをいう。

(出張命令)

第 2 条 出張命令は、業務の円滑な遂行を図るため必要と認められるとき、理事長が発するものとする。

2 理事長は、既に発した出張命令等を変更（取消しを含む。）することができる。

3 前 2 項による出張命令は、別に定める出張命令書に当該出張に関する事項を記載し、これを当該出張者に提示するものとする。ただし、この手続きをするいとまがないときは口頭によることができる。この場合はすみやかに手続きを行い当該出張者に提示するものとする。

(旅費)

第 3 条 役員又は職員が出張した場合は、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び旅行雑費とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、通常の経路によりこれを計算する。ただし、天災その他やむを得ない理由で通常の経路によることができない場合には、実際の経路によるものとする。

(旅費の支給方法)

第6条 旅費は、原則として国内旅行の場合、日当と宿泊料はあらかじめ定額を支給し、その他は実費とする。また、外国旅行の場合は日当のみあらかじめ定額を支給し、その他は実費を支給する。

- 2 旅費は、特別の理由がある場合に限り、概算払いによって支給することができる。
- 3 概算払いにより旅費の支給を受けた者は、原則として当該出張を完了した翌日から起算して2週間以内に精算しなければならない。

(旅費の請求手続)

第7条 前条第1項又は第2項の規定により旅費の支給を受けようとする者、又は前条第3項の規定により旅費の精算を請求しようとする者は別に定める旅費請求書を提出しなければならない。

(出張中の疾病等による取扱)

第8条 出張中傷病又は不慮の災難等やむを得ない事情により滞留した場合は、医師の診断書又は事実の証明書の提出により理事長が認めたときに限り、その滞留した期間の旅費を支給することができる。

第2章 国内旅行の旅費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、旅客運賃並びに理事長が別に定める国内旅費額基準により急行料金又は特別急行料金、特別車両料金及び座席指定料金とする。

(船賃)

第10条 船賃の額は、理事長が別に定める国内旅費額基準により、旅客運賃（桟橋賃等を含む。）、寝台料金及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金とする。

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(日当及び宿泊料)

第12条 日当及び宿泊料の額は、理事長が別に定める国内旅費額基準の定額による。ただし、宿泊料については、職員が役員に随行を命ぜられて出張する場合その他特別の理由がある場合でその定額を超えたときは、実費を支給することができる。

(近距離出張の特例)

第13条 片道100キロメートル未満の地域に出張する場合には、第9条、第10条及び前条の規定にかかわらず、運賃のみを支給する。ただし、合理的な移動手段及び方法として運賃外の費用が発生する場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、用務の性質上宿泊を要するときは前条の日当及び宿泊料の定額を支給する。

第3章 外国旅行の旅費

(鉄道賃及び船賃)

第14条 鉄道賃並びに船賃は理事長が別に定める外国旅費額基準による。

(航空賃)

第15条 航空賃の額は現に支払った運賃による。なお、運賃の等級を区分する航空機による旅行の場合には、次の各号に掲げる運賃

- (1) 役員については、上級運賃
- (2) 職員については、下級運賃（特別な理由がある場合において理事長が必要と認めたときは、上級運賃）

(車賃)

第16条 車賃の額は、実費額による。

(通行税)

第17条 前3条に規定する料金のほか、役員又は職員が通行税を支払ったときは、これに必要な費用を支給する。

(日当及び宿泊料)

第18条 日当は、理事長が別に定める外国旅費額基準の定額により、宿泊料は実費による。

2 水路旅行及び航空旅行において、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は

着陸して宿泊した場合には、宿泊料を支給する。

3 宿泊料は宿泊施設の室料と朝食及び夕食代を含む実費とする。（全て諸税を含む）ただし、この範囲にあっても、業務に関する打合せ等の会合費用は対象外とする。

(旅行雑費)

第19条 役員又は職員が、予防注射、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入国税、携帯荷物の運賃等旅行に伴う付随費用又は特別の調査等のために必要な費用を支出した場合には、その実費額を支給することができる。

(旅行傷害保険)

第20条 財団は、役員又は職員の外国旅行に際し、当該役員又は職員を被保険者、当該役員又は職員若しくはその遺族を保険金受取人とする旅行傷害保険に加入することができる。この場合における保険金額は理事長が別に定める。

第4章 雜 則

(出張依頼者に対する準用)

第21条 理事長は、役員及び職員以外の者に対し出張を依頼することができる。

2 前項の規定により出張を依頼した者に対して支給する旅費は、その者の学識、経験、社会的地位等を考慮してこの規程を準用する。この場合において「出張命令」とあるのは「出張依頼」と、「出張命令書」とあるのは「出張依頼書」と読み替えるものとする。

附 則 (平成23年4月6日 規程第7号)

この規程は、平成23年4月6日に施行し、公益財団法人 笹川スポーツ財団の設立の登記の日（平成23年4月1日）から適用する。

附 則 (平成24年5月22日 規程第21号)

この規程は、平成24年5月22日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年6月12日 規程第39号)

この規程は、平成25年6月12日に施行する。

附 則 (平成27年5月25日 規程第46号)

この規程は、平成27年5月25日に施行する。

附 則 (平成31年4月1日 規程第66号)

この規程は、平成31年4月1日に施行する。